

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
7月30日
(火曜日)

目 次

○公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項山口宇部線に関する部分の前に次のように加える。

新南陽津和野線

周南市政所二丁目一四三の一、二地先から同市大字下上字土井九三四の一、二地先まで

別表四の項高尾・幡生線に関する部分の次に次のように加える。

武久・新垢田西線

下関市武久町二丁目六九の三、地先から同市新垢田西町四丁目一の一、二地先まで

附 則

この規則は、令和元年七月三十一日から施行する。

令和元年七月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁